



2024年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 北 洋 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 津 山 博 恒
(コード番号 8524 東証プライム市場・札証)
問合せ先責任者 常務執行役員経営企画部長 野際 斉

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、2024年5月14日開催の取締役会において、定款の一部変更について2024年6月26日開催予定の第168期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当行は、2024年1月30日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示のとおり、コーポレートガバナンスの更なる強化を図り、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当行定款につき、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行います。
また、監査等委員会設置会社は、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができることから、経営の意思決定および業務執行の更なる迅速化を可能とするべく、該当する規定の新設を行います。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことが可能となるように、規定の変更を行います。なお、会社法第460条第1項(株主の権利の制限)に基づく定款の定めは設けないことから、今後の剰余金の配当等を株主総会決議によって行うことを排除するものではありません。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月26日(水)
定款変更の効力発生日	2024年6月26日(水)

以 上

本件に関するご照会先

株式会社北洋銀行 経営企画部広報室 川根 (Tel. 011-261-1317)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第5条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会<u>の決議により</u>定め、これを公告する。 ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当銀行においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当銀行の株主権の行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会<u>の</u>定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>第20条 削除</p> <p>(員 数) 第21条 当銀行の取締役は、<u>14</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (選 任) 第22条 当銀行の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主</p>	<p>第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第5条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会<u>の決議によって委任を受けた取締役が</u>定め、これを公告する。 ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当銀行においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当銀行の株主権の行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会<u>または取締役会</u>の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(員 数) 第20条 当銀行の取締役(監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という)を除く)は、<u>7</u>名以内とする。 ② <u>当銀行の監査等委員は、6名以内とする。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (選 任) 第21条 当銀行の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第22条 取締役(監査等委員を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>ものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役頭取1名を選定し、また、取締役会長および取締役副会長各1名、並びに取締役副頭取、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員を除く)の中から取締役頭取1名を選定し、また、取締役会長および取締役副会長各1名、並びに取締役副頭取、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第29条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 取締役会の招集は、各取締役に対して会日の3日前に通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、取締役全員の同意あるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>
<p>第30条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第31条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当銀行は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第30条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当銀行は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会議事録) 第32条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名または記名押印する。</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第34条 当銀行は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員 数) 第35条 当銀行の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選 任) 第36条 当銀行の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集) 第40条 監査役会の招集は、各監査役に対して会日の3日前に通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任) 第31条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録) 第32条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役はこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第34条 当銀行は、監査等委員会を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第35条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集) 第36条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して会日の3日前に通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(運 営)</p> <p>第41条 <u>監査役会の運営については法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第42条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第43条 <u>監査役会の議事は、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに署名または記名押印する。</u></p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第44条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第45条～第47条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第48条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第50条 <u>当銀行の剰余金は、法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議をもってこれを処分する。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第51条 <u>当銀行の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行なう。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第38条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会議事録)</p> <p>第39条 <u>監査等委員会の議事は、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第45条 <u>当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により会社法第459条第1項各号に定める事項を決定することができる。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第46条 <u>当銀行の剰余金の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行なう。</u> ② <u>当銀行の剰余金の中間配当は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行なうことができる。</u> ③ <u>当銀行は前2項のほか、基準日を定めて、当</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第 52 条</u> 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 53 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p>	<p><u>該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行なうことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 47 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)</p>